

防災地域建設委員会資料

1 条例案

- (1) 島根県手数料条例の一部を改正する条例P1
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
の一部を改正する条例P2
- (3) 島根県港湾施設条例の一部を改正する条例P4
- (4) 島根県立都市公園条例の一部を改正する条例P5
- (5) 島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例P6

2 一般事件案

- (1) 宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担についてP9
- (2) 財産の取得について(斐伊川放水路関連用地)P10

3 予算案

- (1) 令和5年度土木部補正予算案(初日提案分)P11
- (2) 令和6年度土木部当初予算案P16
- (3) 令和5年度土木部補正予算案(中日提案分)P26

4 報告事項

- (1) 島根県営住宅長寿命化計画案P31(別冊)

令和6年3月7日・8日

土木部

島根県手数料条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「省エネ法」という。）が一部改正され、法律の題名が改められたため、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名が「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改められたことに伴い、引用する法律、政令及び省令の題名の改正を行う。

3 施行期日

令和6年4月1日（改正法の施行日と同日）

【参考】

○法改正の趣旨

- ・改正前の省エネ法は、建築物分野におけるエネルギー消費量が著しく増加していることに鑑み、「建築物のエネルギー消費性能の向上」を図ることを目的としている。
- ・2050年カーボンニュートラル、2030年度に温室効果ガスを46%削減（2013年度比）するとの目標の実現に向け、建築物分野においても、省エネルギーの徹底に加え、再生可能エネルギーの利用拡大の取組の強化が不可欠である。
- ・このため、法目的について、「エネルギー消費性能の向上」に加えて「建築物への再生可能エネルギー利用設備の設置の促進」を図る旨が追加された。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、建築基準法施行令（以下「政令」という。）の一部改正により、認定制度が新たに追加されたため。

また、市町村への権限移譲計画に基づき新たに権限移譲するため。

2 条例の概要

建築基準法に基づく事務のうち、次の認定に係る申請の受理事務を、都市計画区域を有する市町（11市町。特定行政庁である松江市及び出雲市を除く。）に権限移譲する。

- (1) 接道義務の適用除外に係る認定 [政令第137条の12第6項]
- (2) 道路内の建築制限の適用除外に係る認定 [政令第137条の12第7項]
- (3) 建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定 [政令第137条の16第2号]

【参考】 権限移譲の考え方

特定行政庁は、一定条件を満たさなければ建築することができない事項について、その条件と同等であるとの建築の認定を行っている。また、原則的に建築が禁止されている事項について、周囲の環境等に支障がない等と認めるものについて建築の許可を行っている。

この認定及び許可に先立ち、市町における都市計画に影響を及ぼすことがないように、調整を図るため、申請の受理権限を移譲している。

3 施行期日

令和6年4月1日

【参考：認定制度の概要】

・ (1)、(2) の認定制度の概要

国土交通省

【建築基準法第86条の7】
一定範囲内の増築等において遡及適用しない規定・範囲の追加(接道規制・道路内建築制限)

現状・改正主旨

○ 接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等となる省エネ改修等を行う場合には現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修等自体を断念せざるを得ない。

改正概要

○ 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

現行：増築、大規模修繕等の際は現行基準適用が必要
改正後：政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合には、現行基準を適用しない

＜政令で定める範囲のイメージ【令第137条の12第6項・第7項】＞

接道義務（法第43条第1項）が不適格の場合

特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

利用者の増加が見込まれる用途変更を伴わないものに限る

省エネ改修等(大規模修繕)

建築基準法上の道路

建築基準法上の道路ではない通路

道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の場合

特定行政庁が通行上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

建築が制限される部分

外壁・屋根の省エネ改修等(大規模修繕)

周囲の環境を悪化させるおそれがある形態の変更を伴わないものに限る

2m 2m 4m

・ (3) の認定制度の概要

「移転」の規定の見直し 施行日：平成27年6月1日

【改正内容】 《法第3条、法第86条の7》
法第3条第3項第3号に移転を加え、移転した場合に、現行基準に遡及適用されるよう改正する。
その上で、法第86条の7第4項を追加し、政令で定める範囲内、敷地外への移転も含め既存建築物に対する制限の緩和を行えるよう改正する。

＜政令で定める基準のイメージ＞

	改正前	→	改正後
同一敷地内の移転	既存不適格扱い ⇒そのまま移動可能	→	既存不適格扱い ⇒そのまま移動可能
他の敷地への移転	新築扱い（現行規定への遡及適用） ⇒現行規定に適合させるための改修が必要	→	特定行政庁が、交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと認める場合 ⇒そのまま移動可能

他の敷地への移転については、移転先の地域に支障を与えるような既存不適格建築物の移転を認めるべきではないため、個々の事例ごとに、移転が交通上、安全上、防火上、避難上、衛生上及び市街地の環境の保全上支障がないと特定行政庁が認めるものに限ることとした（令第137条の16第2号）

第41号議案

島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

浜田港の移動式荷役機械を購入することに伴い、新たな料金設定を行う必要があるため、所要の改正を行う。

2 新設移動式荷役機械の概要

- (1) 設置場所 浜田市熱田町 浜田港福井埠頭地内
- (2) 機械種別 リーチスタッカー(船から陸揚げされたコンテナ貨物を港湾内で移動または積み上げ、積卸しするための機械)
- (3) 契約額 84,480千円
- (4) 納入期限 令和6年9月末

3 使用料金

移動式荷役機械の使用料の新設

移動式荷役機械の種類	使用料の額(税込)
リーチスタッカー	1時間につき 16,940円

(注) 臨港地域整備特別会計で整備しており、事業費を使用料で賄っていく考え方である
原価計算方式に基づき使用料を設定している。

4 施行期日

規則で定める日から施行する。

※(注) 【使用料金算定の考え方】

(①本体取得価格+②維持管理費合計+③起債利子) ÷ ④耐用年数 ÷ ⑤年間稼働時間

(参考)

■設置場所(浜田港)



■納入予定機械イメージ



車輛名称
R-4531-3
最大荷重
5段積
45,000kg

※写真は納入予定と類似の機械

第42号議案

島根県立都市公園条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県立浜山公園野球場の照明設備の改修に伴い、利用料金に係る基準額等の改正を行う必要がある。

2 改修の概要

県立浜山公園野球場の照明設備は、設置から28年が経過し、老朽化が著しく、加えて、水銀灯の生産が中止となり灯具の取替が出来ない状況となったことから、昨年度より照明灯具の更新工事（LED化）を行ってきた。

また、更新工事に伴い、照明設備の照度を近傍の主要球場の整備状況を参考に、最高照度を1,500ルクスとした。

3 改正内容

県立浜山公園野球場の照明設備の利用料金に係る基準額等の改正

- ・利用料金の基準額を変更
- ・照度設定（3段階から5段階）の変更
- ・職業野球団（プロ野球団）が利用する場合の料金を設定

【改正前】

区分	単位	基準額
全灯（1,000ルクス相当）利用の場合	30分につき	7,460円
2分の1灯（500ルクス相当）利用の場合	30分につき	3,990円
4分の1灯（300ルクス相当）利用の場合	30分につき	1,930円

【改正後】

区分	単位	基準額
職業野球団以外が利用する場合	照度 1,500ルクス	30分につき 7,570円
	照度 1,000ルクス	30分につき 5,720円
	照度 750ルクス	30分につき 4,540円
	照度 500ルクス	30分につき 3,660円
	照度 300ルクス	30分につき 1,890円
職業野球団が利用する場合	照度 1,500ルクス	30分につき 37,850円
	照度 1,000ルクス	30分につき 28,600円
	照度 750ルクス	30分につき 22,700円
	照度 500ルクス	30分につき 18,300円
	照度 300ルクス	30分につき 9,450円

※【利用料金算定の考え方（従前と同様）】

30分当たりの（①初期費用＋②維持管理費＋③電気料金）

4 施行期日

令和6年4月1日

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、建築基準法施行令（以下「政令」という。）が一部改正され、認定制度が新たに追加されたことから、手数料の新設を行う必要があるため。

また、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、建築基準法（以下「法」という。）が一部改正され、小規模な建築物に特化した審査資格（建築副主事）が創設されたことから、所要の改正を行う必要がある。

【追加された認定】

- ① 接道義務の適用除外に係る認定 [政令第137条の12第6項]
- ② 道路内の建築制限の適用除外に係る認定 [政令第137条の12第7項]

【創設された審査資格】

- ③ 建築副主事 [法第4条第1項]

2 条例の概要

(1) 改正内容

- ① 接道義務の適用除外に係る認定に係る手数料の新設
認定手数料 27,300円
- ② 道路内の建築制限の適用除外に係る認定に係る手数料の新設
認定手数料 27,300円
- ③ 県に対する手数料納付免除者に、「市の建築副主事に対して申請しようとする者」を追加

(2) 手数料の設定について

認定手数料は、その審査の難易度及び事務量に応じて積算し設定をしており、今回新設された認定手数料も同様に算定を行っている。

3 施行期日

令和6年4月1日

【参考：新たな認定制度及び建築副主事の概要】

①、② 新たな認定制度の追加

国土交通省

【建築基準法第86条の7】
一定範囲内の増築等において遡及適用しない規定・範囲の追加(接道規制・道路内建築制限)

現状・改正主旨

○ 接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等となる省エネ改修等を行う場合には現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修等自体を断念せざるを得ない。

改正概要

○ 既存不適格建築物について、安全性等の確保を前提に接道義務・道路内建築制限の遡及適用を合理化

現行：増築、大規模修繕等の際は現行基準適合が必要
改正後：政令で定める範囲内において大規模修繕等をする場合には、現行基準を適用しない

<政令で定める範囲のイメージ【令第137条の12第6項・第7項】>

接道義務（法第43条第1項）が不適格の場合

道路内建築制限（法第44条第1項）が不適格の場合

③ 建築副主事の創設（二級建築基準適合判定資格者検定の創設）

- 地方公共団体において建築確認の事務を行う建築主事は、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者でなければならない。
- 建築基準適合判定資格者検定の受検資格は、「一級建築士試験に合格」し、「実務経験（建築行政に関し、2年以上）」を積んでいることが必須。
- 今般の改正で、「二級建築士試験に合格」した者による受検を可能とし、当該受検者を対象とした検定に合格した者は、建築副主事として小規模な建築物等に関し、建築確認関係事務を行うことを可能とする。

【業務範囲】

延べ面積 S(m ²)	高さ≤13m かつ 軒高≤9m					高さ>13m または 軒高>9m
	木造			RC造・S造等		
	1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
S ≤ 30m ²	建築副主事					建築主事
30m ² < S ≤ 100m ²						
100m ² < S ≤ 300m ²						
300m ² < S ≤ 500m ²						
500m ² < S ≤ 1000m ² 特殊	建築主事					(全ての建築物)
1000m ² < S 特殊						

認定申請手数料【改正前】

申請の種類	法令条項	手数料
仮使用認定	法第7条の6第1項第1号又は第2号、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項	120,000円
接道認定	法第43条第2項第1号	27,300円
道路内の建築認定	法第44条第1項第3号	27,300円
容積率に関する特例認定	法第52条第6項第3号	27,300円
高さに関する特例認定	法第55条第2項	27,300円
高木の工作物内における高さ制限の適用除外認定	法第57条第1項	27,300円
景観地区における高さ制限の適用除外認定	法第68条第5項	27,300円
再開発等促進区域等内における容積率等の適用除外認定	法第68条の3第1項、第2項又は第3項	27,300円
開発整備促進区域内の用途地域等における建築等の適用除外認定	法第68条の3第7項、法第87条第2項又は法第88条第2項	27,300円
地区計画等の区域内における容積率等の適用除外認定	法第68条の4	27,300円
防災街区整備地区計画の区域内における容積率の特例認定	法第68条の5の2	27,300円
地区計画等の区域内における容積率等の適用除外認定	法第68条の5の5第1項又は第2項	27,300円
地区計画等の区域内における建築等の特例認定	法第68条の5の6	27,300円
一回地の特例認定	法第86条第1項	78,300円 1 建築物が2以下の場合 2 建築物が3以上の場合 78,300+28,000k (n-2) n:建築物数
総合的設計による特例認定	法第86条第2項	78,300円 1 建築物が1以下の場合 2 建築物が2以上の場合 78,300+28,000k (n-1) n:建築物数
一般地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第86条の2第1項	78,300円 1 建築物が1以下の場合 2 建築物が2以上の場合 78,300+28,000k (n-1) n:建築物数
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	法第86条の5第1項	6,480+12,000m n:既存建築物数
一回地の住宅施設における容積率等の適用除外認定	法第86条の6第2項	27,300円
全体計画認定	法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項	27,300円
全体計画認定を受けた工事の変更認定	法第86条の8第3項又は法第87条の3第2項	27,300円
	規定なし	
	規定なし	



認定申請手数料【改正後】

申請の種類	法令条項	手数料
仮使用認定	法第7条の6第1項第1号又は第2号、法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項	120,000円
接道認定	法第43条第2項第1号	27,300円
道路内の建築認定	法第44条第1項第3号	27,300円
容積率に関する特例認定	法第52条第6項第3号	27,300円
高さに関する特例認定	法第55条第2項	27,300円
高木の工作物内における高さ制限の適用除外認定	法第57条第1項	27,300円
景観地区における高さ制限の適用除外認定	法第68条第5項	27,300円
再開発等促進区域等内における容積率等の適用除外認定	法第68条の3第1項、第2項又は第3項	27,300円
開発整備促進区域内の用途地域等における建築等の適用除外認定	法第68条の3第7項、法第87条第2項又は法第88条第2項	27,300円
地区計画等の区域内における容積率等の適用除外認定	法第68条の4	27,300円
防災街区整備地区計画の区域内における容積率の特例認定	法第68条の5の2	27,300円
地区計画等の区域内における容積率等の適用除外認定	法第68条の5の5第1項又は第2項	27,300円
地区計画等の区域内における建築等の特例認定	法第68条の5の6	27,300円
一回地の特例認定	法第86条第1項	78,300円 1 建築物が2以下の場合 2 建築物が3以上の場合 78,300+28,000k (n-2) n:建築物数
総合的設計による特例認定	法第86条第2項	78,300円 1 建築物が1以下の場合 2 建築物が2以上の場合 78,300+28,000k (n-1) n:建築物数
一般地内認定建築物以外の建築物の建築認定	法第86条の2第1項	78,300円 1 建築物が1以下の場合 2 建築物が2以上の場合 78,300+28,000k (n-1) n:建築物数
一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し	法第86条の5第1項	6,480+12,000m n:既存建築物数
一回地の住宅施設における容積率等の適用除外認定	法第86条の6第2項	27,300円
全体計画認定	法第86条の8第1項又は法第87条の2第1項	27,300円
全体計画認定を受けた工事の変更認定	法第86条の8第3項又は法第87条の3第2項	27,300円
	政令第137条の12第6項	27,300円
	政令第137条の12第7項	27,300円

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の市負担について

1 提案理由

宍道湖流域下水道の維持管理に要する費用の流域市（松江市、出雲市、安来市）負担について、下水道法第31条の2第2項の規定により、流域市の意見を聞いたうえ、議会の議決を経て定める必要がある。

なお、流域市からは、同規定により意見を聞き同意を得ている。

2 維持管理費負担金の概要

維持管理費負担金	二次処理費	汚水中の生物化学的酸素要求量(BOD)の低減、浮遊物質(SS)の除去処理に必要な経費(運転管理費、維持修繕費など)	単価 (円/m ³) = $\frac{\text{二次処理経費 (円)}}{\text{流入見込量 (m}^3\text{)}}$
	高度処理費	窒素やリンの除去処理に必要な経費(東部処理区のみ)	単価 (円/m ³) = $\frac{\text{高度処理経費 (円)}}{\text{流入見込量 (m}^3\text{)}}$
	資本費	過去の建設事業に要した経費(減価償却費などから、見合いの国庫補助金、建設負担金などを除いたもの)や企業債利息	負担金額 = $\frac{\text{減価償却費} + \text{除却損} + \text{県債利息}}{\text{一般会計繰入金} - \text{長期前受金戻入額}}$ ※単価計算はしない

※二次処理費、高度処理費については3年ごとに改定し、資本費については、算定の基礎となる減価償却費等が工事等の進捗に影響を受けることから、毎年度決定する。

3 負担金額案

(1) 東部処理区（松江市・安来市）

(税抜き)

区分	現行 (a)	改定案 (b)	比較 (b-a)	負担期間
資本費	96,877千円	107,877千円	+11,000千円	令和6年度

【主な増減理由】

資本費：令和5年度事業実績等を反映したことなどによる。

(2) 西部処理区（松江市・出雲市）

(税抜き)

区分	現行 (a)	改定案 (b)	比較 (b-a)	負担期間
資本費	83,867千円	77,242千円	▲6,625千円	令和6年度

【主な増減理由】

資本費：令和5年度事業実績等を反映したことなどによる。

財産の取得について（斐伊川放水路関連用地）

1 取得の理由

島根県土地開発公社が先行取得した斐伊川放水路事業残土処理用地の買戻しを行う。

2 所在地

出雲市上塩冶町 地内

3 財産取得内容

- ・面積 237,093 m²（約23ha）
- ・金額 402,539千円（402,538,552円）
（内訳：用地取得費253,705千円、管理費126,012千円、公社事務費22,822千円）
- ・筆数 60筆

4 取得の方法

買収（随意契約）

5 取得の相手方

島根県土地開発公社 理事長 糸賀 克巳

令和5年度土木部2月補正予算案（初日提案分）について

1. 補正の概要

- (1) 国の経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化等を推進するために必要な補正
- (2) 翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る繰越明許費の設定

2. 歳出補正額 6,883 百万円

うち一般会計 6,814 百万円
流域下水道事業会計 69 百万円

3. 補正内容

(1) 歳出事業 6,883 百万円

1) 公共事業

【主な補正項目】

- ① 補助公共事業費 4,650 百万円
- ② 県単公共事業費 25 百万円
- ③ 直轄事業負担金 2,053 百万円
- ④ 災害復旧事業費 55 百万円

・ 防災・減災、国土強靱化等を推進するために必要な補正

2) その他の事業

【補正項目】

- ① 地籍調査事業費 104 百万円

・ 地籍調査事業を実施する市町村に対する補助金の補正

(2) 繰越明許費 4,706 百万円

・ 国の経済対策に伴い補正することとした事業に係る繰越明許費の設定

(3) 流域下水道事業会計 69 百万円

① 資本的収支

・ 防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正

令和5年度2月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額		補正額		補正後		比較 (C/A)	
		(A)	うち国土 強靱化	(B)	うち国土 強靱化	(C=A+B)	うち国土 強靱化		
公共 (改良系)	補助公共	道 路	17,298	3,592	3,949	2,584	21,247	6,176	123%
		河川・ダム	7,877	5,015	1	1	7,878	5,016	100%
		砂 防	4,871	2,732	-	-	4,871	2,732	100%
		港湾・空港	2,769	347	270	270	3,039	617	110%
		街路・公園	2,368	105	361	287	2,729	392	115%
		下 水 道	1,086	120	69	69	1,155	189	106%
		住 宅	1,347	-	-	-	1,347	-	100%
		文化財調査	12	-	-	-	12	-	100%
		災 害 関 連	1,525	-	-	-	1,525	-	100%
		補助公共計	39,153	11,911	4,650	3,211	43,803	15,122	112%
	県単公共	道 路	1,422	-	-	-	1,422	-	100%
		河川・ダム	2,208	-	-	-	2,208	-	100%
		砂 防	506	-	-	-	506	-	100%
		港湾・空港	1,390	-	-	-	1,390	-	100%
		街路・公園	393	-	25	25	418	25	106%
		下 水 道	1,012	-	-	-	1,012	-	100%
		住 宅	900	-	-	-	900	-	100%
		地域整備促進 等	468	-	-	-	468	-	100%
		災 害 関 連	2,278	-	-	-	2,278	-	100%
	県単公共計	10,577	-	25	25	10,602	25	100%	
公共計	49,730	11,911	4,675	3,236	54,405	15,147	109%		
維持修繕費	持補助 修繕	道 路	3,811	837	▲ 4	▲ 4	3,807	833	100%
		補助維持修繕計	3,811	837	▲ 4	▲ 4	3,807	833	100%
	県単 維持修繕	道 路	6,295	-	-	-	6,295	-	100%
		河川・ダム	1,723	-	-	-	1,723	-	100%
		砂 防	569	-	-	-	569	-	100%
		港湾・空港	116	-	-	-	116	-	100%
		地域整備促進	1,024	-	-	-	1,024	-	100%
		県単維持修繕計	9,727	-	-	-	9,727	-	100%
		維持修繕費計	13,538	837	▲ 4	▲ 4	13,534	833	100%
		公共+維持修繕費	63,268	12,748	4,671	3,232	67,939	15,980	107%
直 轄 負 担 金	7,153	-	2,053	1,859	9,206	1,859	129%		
災 害 復 旧 費	5,707	-	55	-	5,762	-	101%		
受 託 事 業 費	584	-	-	-	584	-	100%		
総 合 計	76,712	12,748	6,779	5,091	83,491	17,839	109%		

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
 4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和5年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後 (C = A + B)
土木総務課	2,694,466	-	2,694,466
技術管理課	489,507	-	489,507
用地対策課	4,037,125	104,306	4,141,431
道路維持課	15,829,608	431,685	16,261,293
道路建設課	15,590,809	3,513,294	19,104,103
高速道路推進課	5,352,724	831,001	6,183,725
河川課	17,006,566	1,117,847	18,124,413
斐伊川神戸川対策課	1,097,273	-	1,097,273
港湾空港課	6,558,923	374,900	6,933,823
砂防課	12,949,389	55,185	13,004,574
都市計画課	3,535,980	385,704	3,921,684
下水道推進課	716,936	-	716,936
建築住宅課	1,164,206	-	1,164,206
一般会計合計	87,023,512	6,813,922	93,837,434

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
2,759,795	-	26,724	3,992,000	-	35,403	6,813,922

2. 特別会計

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後 (C = A + B)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,073,479	-	1,073,479
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	4,726,323	-	4,726,323
特別会計合計	5,799,802	-	5,799,802

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
-	-	-	-	-	-	-

繰越明許費の状況

【一般会計】

(単位：千円)

事業名	繰越限度額		予算額	繰越額の理由別内訳						繰越率	計							
	11月補正後	2月補正(初日/国補正等)		補助決定運延	用地買収運延(補償処理困難)	資材入手困難	関連事業運延	計画変更設計変更										
道	233	46	21,247,765	11,226,862	3,926,259	279	15,153,121	71.3%	119	7,518,521	23	1,761,500	3	99,800	2	24,500	132	5,748,800
河川・ダム	72	1	7,878,412	7,047,500	1,276	73	7,048,776	89.5%	52	5,015,776	3	141,300	2	128,200	-	-	15	1,763,500
砂防	162	-	4,870,190	4,425,130	-	162	4,425,130	90.9%	79	2,732,100	27	494,700	-	-	-	-	56	1,198,330
港湾・空港	25	3	3,039,250	1,614,317	269,900	28	1,884,217	62.0%	6	617,400	-	-	2	115,200	-	-	20	1,151,617
街路・公園	16	3	2,728,218	1,862,070	360,510	19	2,222,580	81.5%	5	465,510	-	-	-	-	-	-	14	1,757,070
下水道	-	-	3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住宅	-	-	8,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
文化財調査	-	-	12,519	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害関連	2	-	1,525,500	480,000	-	2	480,000	31.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補助公共計	510	53	41,312,854	26,655,879	4,557,945	563	31,213,824	75.6%	261	16,349,307	53	2,397,500	7	343,200	2	24,500	239	12,099,317
道	26	-	1,421,800	1,077,892	-	26	1,077,892	75.8%	-	-	3	156,000	1	69,200	1	2,000	21	850,692
河川・ダム	29	-	2,207,714	1,603,800	-	29	1,603,800	72.6%	-	-	5	188,500	3	69,300	-	-	21	1,346,000
砂防	23	-	506,120	431,340	-	23	431,340	85.2%	-	-	4	29,380	-	-	-	-	19	401,960
港湾・空港	17	-	988,859	433,076	-	17	433,076	43.8%	-	-	-	-	2	8,700	-	-	15	424,376
街路・公園	10	1	418,311	305,584	25,194	11	330,778	79.1%	1	25,194	-	-	1	45,100	-	-	9	260,484
住宅	-	-	73,673	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域整備促進等	-	-	467,720	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害関連	24	-	2,278,000	1,694,672	-	24	1,694,672	74.4%	-	-	6	169,000	-	-	-	-	18	1,525,672
県単公共計	129	1	8,362,197	5,546,364	25,194	130	5,571,558	66.6%	1	25,194	18	542,880	7	192,300	1	2,000	103	4,809,184
道	175	18	10,102,006	2,780,500	18,720	193	2,799,220	27.7%	85	855,770	-	-	29	386,650	1	39,100	78	1,517,700
河川	37	-	1,722,910	590,810	-	37	590,810	34.3%	-	-	1	10,000	-	-	-	-	36	580,810
砂防	41	-	569,401	328,398	-	41	328,398	57.7%	-	-	-	-	-	-	-	-	41	328,398
港湾・空港	1	-	116,201	4,000	-	1	4,000	3.4%	-	-	-	-	4,000	-	-	1	4,000	
地域整備促進等	-	-	1,023,961	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
維持修繕計	254	18	13,634,479	3,703,708	18,720	272	3,722,428	27.5%	85	855,770	1	10,000	29	386,650	1	39,100	156	2,430,908
直轄事業負担金	-	-	9,205,323	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
災害復旧	90	-	5,762,147	1,680,946	-	90	1,680,946	29.2%	-	-	9	212,870	2	92,345	9	261,121	70	1,114,610
道	3	-	60,000	12,064	-	3	12,064	20.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	3	12,064
河川	8	-	431,566	352,467	-	8	352,467	81.7%	-	-	1	7,350	2	52,500	-	-	5	292,617
砂防	-	-	10,500	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
街路	3	-	82,300	72,151	-	3	72,151	87.7%	-	-	-	-	-	-	-	-	3	72,151
受託事業計	14	-	584,366	436,682	-	14	436,682	74.7%	-	-	1	7,350	2	52,500	-	-	11	376,832
その他	2	6	15,076,068	50,530	104,306	8	154,836	1.0%	6	104,306	-	-	1	3,000	-	-	1	47,530
合計	999	78	93,837,434	38,074,109	4,706,165	1,077	42,780,274	45.6%	353	17,334,577	82	3,170,600	48	1,069,995	13	326,721	580	20,878,381

【特別会計】

事業名	繰越限度額		予算額	繰越額の理由別内訳						繰越率	計							
	11月補正後	2月補正(初日/国補正等)		補助決定運延	用地買収運延(補償処理困難)	資材入手困難	関連事業運延	計画変更設計変更										
臨港地域整備特別会計	4	-	1,073,479	223,625	-	4	223,625	20.8%	-	-	-	-	1	20,432	-	-	3	203,193
県営住宅特別会計	-	-	4,726,323	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

第3号議案

令和5年度2月補正予算案(初日提案分) 流域下水道事業会計

1. 主な補正内容

- ・ 資本的収支

建設改良費 69百万円

国の経済対策のうち、防災・減災、国土強靱化を推進するために必要な補正

2. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 【R5.2補(初日)後】 (C=A+B)	概要等	
収益的収支	流域下水道事業収益	営業収益	2,224,176	0	2,224,176	
		営業外収益	2,527,054	0	2,527,054	
		収益計(a)	4,751,230	0	4,751,230	
	流域下水道事業費用	営業費用	4,738,114	0	4,738,114	
		営業外費用	114,341	0	114,341	
		予備費	2,000	0	2,000	
		費用計(b)	4,854,455	0	4,854,455	
	収 支(a-b) (当期損益)		▲ 103,225 (▲ 54,662)	0 (0)	▲ 103,225 (▲ 54,662)	() は税抜き

科目等		補正前の額 (A)	補正額 (B)	補正後額 【R5.2補(初日)後】 (C=A+B)	概要等	
資本的収支	資本的収入	企業債	834,152	10,400	844,552	
		国庫補助金	562,225	46,000	608,225	防災・安全交付金
		他会計補助金	382,896	0	382,896	
		建設費負担金	722,260	11,500	733,760	
		収入計(c)	2,501,533	67,900	2,569,433	
	資本的支出	建設改良費	2,101,325	69,000	2,170,325	交付金事業
		企業債償還金	589,651	0	589,651	
		予備費	5,000	0	5,000	
		支出計(d)	2,695,976	69,000	2,764,976	
	補 填(e)		194,443	1,100	195,543	損益勘定留保資金 ほかに
収 支(c-d+e)		0	0	0		

令和6年度土木部当初予算案について

1. 国土交通省当初予算案

(1) 基本方針

【基本的な考え方】

○我が国は、気候変動による豪雨や大雪等の自然災害の激甚化・頻発化や新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた持続可能な経済社会の構築、世界的な物価高騰と諸外国における金融引締め等による経済の下振れリスクへの対応、急速に進行する少子化への対応等、「時代の転換点」とも言える構造的な課題に直面している。こうした状況に対応し、国民の命と暮らしを守り抜くとともに、GX・DXの推進、デジタル田園都市国家構想の実現等による「新しい資本主義」の加速、こども・子育て政策の抜本的強化や経済安全保障の強化、新たな国土形成計画に基づく「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現を図るため、令和6年度予算では、

- ・国民の安全・安心の確保
- ・持続的な経済成長の実現
- ・個性をいかした地域づくりと分散型国づくり

の3点を柱に、令和5年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を目指す。その際、「5か年加速化対策」後の国土強靱化の着実な推進に向け、改正国土強靱化基本法に基づき、施策の実施状況の調査など、「実施中期計画」の策定に向けた検討を進める。また、令和6年度に厚生労働省より移管される水道行政については、上下水道一体で取り組む体制を構築し、機能強化を図る。

○社会資本整備は未来への投資であり、ストック効果の最大化に取り組む必要がある。既存施設の計画的な維持管理・更新・利活用を図りながら、上記の3本柱の実現に資する波及効果の大きなプロジェクトを戦略的かつ計画的に展開することが不可欠であり、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図る。その際、資材価格の高騰等を踏まえて、必要な事業量を確保する。

○公共事業の効率的かつ円滑な実施・順調な執行のため、新・担い手3法も踏まえ、施工時期等の平準化や適正価格・工期での契約、国庫債務負担行為の積極的な活用、地域企業の活用に配慮した適正規模での発注等を推進するとともに、新技術の導入や i-Construction の推進、災害に備えた防災体制の拡充・強化にも取り組む。あわせて、建設資材価格の変動への対応、建設キャリアアップシステムも活用した処遇改善、現場技能者への賃金支払の適正化による建設産業の賃上げを図るとともに、週休2日の実現に向けた働き方改革の推進、外国人技能労働者の受入・育成等に取り組む。

(2) 公共事業関係費（国費）の規模（令和5年度補正予算を加算）

7兆528億円（対前年度比：1.02）

（単位：億円）

	R4 補正＋ R5 当初 (A)	R5 補正＋ R6 政府予算案 (B)	対前年度比 (B/A)
公共事業関係費	69,010	70,528	1.02
補正予算	16,132	17,627	1.09
当初予算	52,878	52,901	1.00

2. 土木部当初予算案

(1) 考え方

- 島根創生計画に掲げた「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」を実現するため、将来を見据えた成果目標を定め、その達成に向け限られた財源の中で取り組むべき事業を精査した上で、補助（交付金）事業を最大限活用し、計画的な事業実施に努める。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を着実に進める。
（予算は令和5年度11月補正・2月補正予算で措置）

(2) 歳出予算額（公共事業・非公共事業）

（注）流域下水道事業会計を除く

980億円（対前年度比：1.03）：R5年度補正予算を含む

（単位：億円）

	R4 補正＋ R5 当初 (A)	R5 補正＋ R6 当初 (B)	対前年度比 (B/A)
総額ベース	950	980	1.03
前年度補正予算（国補正分）	159	194	1.22
当初予算	791	786	0.99

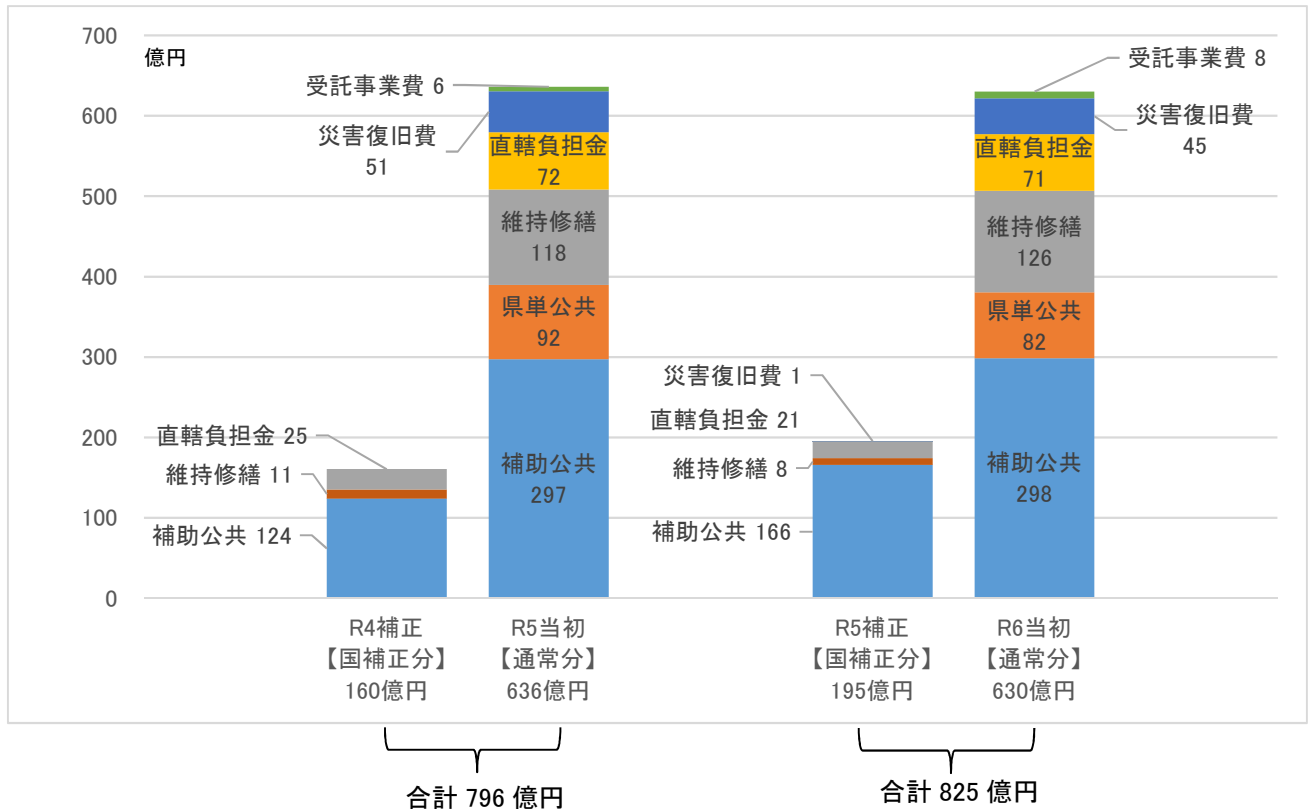
(3) 公共事業

1) 予算額

825億円（対前年度比：1.04）：R5年度補正予算を含む（単位：億円）

	R4 補正 + R5 当初 (A)	R5 補正 + R6 当初 (B)	対前年度比 (B/A)
総額ベース	796	825	1.04
前年度補正予算（国補正分）	160	195	1.22
当初予算	636	630	0.99

【公共事業費の比較】



※金額については、それぞれ四捨五入によっているため、合計と一致しないものがある

2) 主な事業 ※R6年度当初予算額+前年度補正予算額（国補正）の合計

①産業活動や観光、地域間交流等地域振興を支えるインフラとして、高規格道路・骨格幹線道路網や空港・港湾の機能の維持・向上のための整備の推進

13,187百万円（▲114百万円）

②治水対策、土砂災害対策、道路防災、橋梁耐震化など災害に強い県土づくりの推進

28,941百万円（+583百万円）

③公共土木施設の定期的な点検と計画的な修繕等による長寿命化の推進

8,360百万円（▲258百万円）【一部再掲】

(4) 非公共事業（主なもの） ※R6年度当初予算額

- ①しまねの建設担い手確保・育成事業費 94百万円（+19百万円）
建設産業の担い手を確保・育成するため、建設産業団体等が行う就職促進等の取組の支援や建設DXを推進
生産性向上のためのICT設備導入支援を強化
- ②しまね定住推進住宅整備支援事業費 163百万円（▲4百万円）
中山間地域・離島等で移住・定住者を受け入れるための賃貸住宅等の整備や空き家の改修への支援
空き家改修を国庫補助事業を活用する事業へ一本化し、市町村の財政負担を軽減
- ③しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業費 172百万円（増減なし）
バリアフリー化や子育て環境改善のために行う住宅改修への支援
- ④ふれあい館魅力アップ事業 48百万円（増減なし）【県立都市公園管理運営費の内数】
石見海浜公園利用者の満足度向上を図るため、ふれあい館の再整備を実施

(5) 債務負担行為の設定 23,656百万円 (注) 流域下水道事業会計を除く

うち一般会計 19,388百万円

特別会計 4,268百万円

- ・翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の設定

(6) 流域下水道事業会計

1) 収益的収支〔費用〕 4,972百万円

2) 資本的収支〔支出〕 2,884百万円

3) 主な事業

①宍道湖流域下水道の運転管理 2,255百万円

②施設の老朽化に伴う改築更新工事 2,300百万円

4) 債務負担行為の設定 2,217百万円

- ・翌年度以降にわたり執行が必要な事業に係る債務負担行為の設定

令和6年度当初予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)

単位:百万円

事業区分	予算区分	R5年度ベース			R6年度ベース					増減			
		R4補正 + R5当初 (A=B+C)	R4年度 補正 [国補正] (B)	R5年度 当初 [通常] (C)	R5補正 + R6当初 (D=E+F)	R5年度 補正 [国補正] (E)		R6年度 当初 [通常] (F)		計 (D-A)	国補正 (E-B)	通常 (F-C)	
						11補中日	2補初日	11補中日	2補初日				
公共 (改良系)	補助公共	道 路	20,779	4,577	16,202	24,701	7,541	3,592	3,949	17,160	3,922	2,964	958
		河川・ダム	7,706	4,821	2,885	7,789	5,016	5,015	1	2,773	83	195	▲ 112
		砂 防	3,737	1,853	1,884	4,735	2,732	2,732	-	2,003	998	879	119
		港湾・空港	3,489	793	2,696	2,730	617	347	270	2,113	▲ 759	▲ 176	▲ 583
		街路・公園	2,186	134	2,052	2,969	466	105	361	2,503	783	332	451
		下 水 道	1,382	201	1,181	1,170	189	120	69	981	▲ 212	▲ 12	▲ 200
		住 宅	1,347	-	1,347	848	-	-	-	848	▲ 499	-	▲ 499
		文化財調査	12	-	12	24	-	-	-	24	12	-	12
		災害関連	1,462	-	1,462	1,410	-	-	-	1,410	▲ 52	-	▲ 52
	補助公共計	42,100	12,379	29,721	46,376	16,561	11,911	4,650	29,815	4,276	4,182	94	
	うち国土強靱化	11,483	11,483	-	15,122	15,122	11,911	3,211	-	3,639	3,639	-	
	県単公共	道 路	785	-	785	505	-	-	-	505	▲ 280	-	▲ 280
		河川・ダム	2,208	-	2,208	2,142	-	-	-	2,142	▲ 66	-	▲ 66
		砂 防	506	-	506	454	-	-	-	454	▲ 52	-	▲ 52
		港湾・空港	1,390	-	1,390	1,105	-	-	-	1,105	▲ 285	-	▲ 285
		街路・公園	409	16	393	462	25	-	25	437	53	9	44
		下 水 道	927	-	927	1,319	-	-	-	1,319	392	-	392
		住 宅	900	-	900	91	-	-	-	91	▲ 809	-	▲ 809
		地域整備促進等	468	-	468	464	-	-	-	464	▲ 4	-	▲ 4
災害関連		1,666	-	1,666	1,710	-	-	-	1,710	44	-	44	
県単公共計	9,259	16	9,243	8,252	25	-	25	8,227	▲ 1,007	9	▲ 1,016		
うち国土強靱化	16	16	-	25	25	-	25	-	9	9	-		
公共計	51,359	12,395	38,964	54,628	16,586	11,911	4,675	38,042	3,269	4,191	▲ 922		
維持修繕費	補助維持修繕	道 路	4,276	1,119	3,157	3,235	833	837	▲ 4	2,402	▲ 1,041	▲ 286	▲ 755
		補助維持修繕計	4,276	1,119	3,157	3,235	833	837	▲ 4	2,402	▲ 1,041	▲ 286	▲ 755
		うち国土強靱化	1,119	1,119	-	833	833	837	▲ 4	-	▲ 286	▲ 286	-
	県単維持修繕	道 路	5,703	-	5,703	6,942	-	-	-	6,942	1,239	-	1,239
		河川・ダム	1,293	-	1,293	1,625	-	-	-	1,625	332	-	332
		砂 防	545	-	545	567	-	-	-	567	22	-	22
		港湾・空港	116	-	116	115	-	-	-	115	▲ 1	-	▲ 1
		地域整備促進	1,024	-	1,024	940	-	-	-	940	▲ 84	-	▲ 84
		県単維持修繕計	8,681	-	8,681	10,189	-	-	-	10,189	1,508	-	1,508
		維持修繕費計	12,957	1,119	11,838	13,424	833	837	▲ 4	12,591	467	▲ 286	753
公共+維持修繕費	64,316	13,514	50,802	68,052	17,419	12,748	4,671	50,633	3,736	3,905	▲ 169		
直轄負担金	9,678	2,525	7,153	9,106	2,053	-	2,053	7,053	▲ 572	▲ 472	▲ 100		
うち国土強靱化	2,222	2,222	-	1,859	1,859	-	1,859	-	▲ 363	▲ 363	-		
災害復旧費	5,074	-	5,074	4,535	55	-	55	4,480	▲ 539	55	▲ 594		
うち国土強靱化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
受託事業費	577	-	577	839	-	-	-	839	262	-	262		
総 合 計	79,645	16,039	63,606	82,532	19,527	12,748	6,779	63,005	2,887	3,488	▲ 601		
うち国土強靱化	14,840	14,840	-	17,839	17,839	12,748	5,091	-	2,999	2,999	-		

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助事業に計上。
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
 4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和6年度当初予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	R5年度 当初予算 (A)	R6年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
土木総務課	2,639,300	2,756,820	117,520	104%
技術管理課	457,839	457,231	▲608	100%
用地対策課	4,025,412	4,097,145	71,733	102%
道路維持課	13,624,140	13,834,417	210,277	102%
道路建設課	14,650,189	15,610,242	960,053	107%
高速道路推進課	5,351,309	5,333,054	▲18,255	100%
河川課	11,492,353	11,446,480	▲45,873	100%
斐伊川神戸川対策課	690,918	281,415	▲409,503	41%
港湾空港課	6,366,596	5,575,705	▲790,891	88%
砂防課 ※	8,832,961	8,504,888	▲328,073	96%
都市計画課	3,211,057	3,902,241	691,184	122%
下水道推進課	718,350	735,430	17,080	102%
建築住宅課	1,166,614	1,225,800	59,186	105%
一般会計合計	73,227,038	73,760,868	533,830	101%

財源内訳

※砂防課予算額：災害復旧費を含む

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
20,969,928	1,018,736	613,898	26,070,500	4,143,057	20,944,749	73,760,868

2. 特別会計

(単位：千円)

課名	R5年度 当初予算 (A)	R6年度 当初予算 (B)	対前年度比較	
			増減額 (B-A)	比率 (B/A)
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,116,230	1,117,004	774	100%
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	4,711,314	3,700,645	▲1,010,669	79%
特別会計合計	5,827,544	4,817,649	▲1,009,895	83%

財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
479,559	1,298,143	8	1,648,828	818,776	572,335	4,817,649

令和6年度当初予算案 債務負担行為（土木部）

（流域下水道事業会計を除く）

債務負担行為の設定 23,656,411千円（一般会計 19,388,380千円、特別会計 4,268,031千円）

〔一般会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
公共土木施設維持管理システム運用保守・サービス利用契約業務委託費	7～10	117,900	新公共土木施設維持管理システム システム運用保守	—
特別資材調査業務委託費	6～7	102,000	建設工事に使用する特別資材の価格調査業務	—
建設資材価格実態調査業務委託費	7	4,700	公共工事の適正な建設資材単価を定めるための単価の動向調査業務	—
土木電算開発費	6～12	650,000	新積算システム システム開発・運用保守	—
島根県土木部単独用地先行取得費	7～10	516,690	島根県土地開発公社に委託し先行取得した用地を、後年度に買い戻すための経費	—
統合型地理情報システム整備事業費	7～11	81,890	島根県統合型GISシステム システム開発・運用保守	—
社会資本整備総合交付金事業費	6～7	1,080,000	(国)184号外 現場技術業務 100,000千円	県内全域
			(国)184号外 現場技術業務 600,000千円	県内全域
			元町人麿線外 現場技術業務 80,000千円	県内全域
			ほか1件	
社会資本整備総合交付金事業費	7	7,495,000	(主)大東東出雲線 桑並川橋 橋梁耐震工 30,000千円	松江市
			(一)斐川上島線 武部2工区 橋梁上部工 400,000千円	出雲市
			午頭川 橋梁下部工、迂回路工 120,000千円	出雲市
			益田港 高津地区 防波堤ほか 300,000千円	益田市
			平ノ上地区 法枠工、鉄筋挿入工 80,000千円	松江市
			浜山公園 野球場改築(外野拡張)工事 90,000千円	出雲市
			ほか47件	
道路メンテナンス事業費	6～7	190,000	(国)184号外 現場技術業務 180,000千円	県内全域
			ほか1件	
道路メンテナンス事業費	7	340,000	(一)十六島直江停車場線 西代橋 橋梁修繕工、耐震工 150,000千円	出雲市
			ほか4件	
道路橋梁維持修繕費	6～7	1,481,500	(国)184号外 道路維持修繕 900,000千円	県内全域
			ほか5件	
道路橋梁維持修繕費	7	194,500	(国)488号 澄川トンネル トンネル非常用設備更新 100,000千円	益田市
			ほか1件	
道路橋梁維持修繕費	6～8	376,400	(国)184号外 道路パトロール業務 376,400千円	県内全域
道路環境整備費	6～7	699,800	(国)184号外 除草 487,300千円	県内全域
			ほか1件	

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
道路橋梁照明維持費	6~7	150,000	(国)184号外 道路橋梁照明維持業務 150,000千円	県内全域
道路維持管理業務委託費	6~7	190,000	(国)184号外 道路管理業務 190,000千円	県内全域
電源立地対策事業費	6~7	125,000	(国)431号外 除雪機械 125,000千円	県内全域
国庫国道道路改良事業費	6~7	150,000	(国)431号外 現場技術業務 150,000	県内全域
国庫国道道路改良事業費	7	749,000	(国)431号 国富工区 河川付替工 80,000千円	出雲市
			ほか7件	
大規模特定河川事業費	7	220,000	湯谷川 橋梁工、迂回路工 45,000千円	出雲市
			ほか2件	
受託事業費	7	127,000	中川 橋梁上下部工 7,000千円	松江市
			ほか4件	
安全な暮らしを守る県単河川緊急整備事業費	7	132,000	東川 ボックスカルバート工、護岸工 100,000千円	江津市
			ほか1件	
県単河川災害関連事業費	7	200,000	八戸川 護岸工、樋門工 200,000千円	江津市
ダム管理事業費	7	22,000	布部ダム ゲート再塗装 22,000千円	安来市
河川総合開発事業費	7	408,000	矢原川ダム 補強土壁工、法枠工、鉄筋挿入工 120,000千円	益田市
			ほか6件	
河川総合開発事業費	7~8	2,000,000	矢原川ダム トンネル工事 2,000,000千円	浜田市
ダムメンテナンス事業費	7	170,000	益田川ダム ダム管理用制御設備更新 150,000千円	益田市
			ほか1件	
河川メンテナンス事業費	7	150,000	奥田川排水機場 排水機場機器更新 150,000千円	雲南市
港整備交付金事業費	7	320,000	西郷港 小田地区 ケーソン工ほか 200,000千円	西ノ島町
			ほか1件	
国庫空港事業費	6~7	620,000	石見空港 電源施設更新 620,000千円	益田市
特定土砂災害対策推進事業費	7	280,000	湯屋谷川 堰堤工 100,000千円	出雲市
			ほか3件	
県単砂防修繕費	7	25,000	原田地区 既存施設撤去・更新 25,000千円	奥出雲町
国庫街路道路改良事業費	6~7	20,000	新庄飯田線(4工区) 現場技術業務 20,000千円	雲南市

〔臨港地域整備特別会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
港湾建設費	7	150,000	西郷港 小田地区 ケーソン工ほか 150,000千円	西ノ島町

〔県営住宅特別会計〕

事項(事業)	期間 (年度)	限度額 (千円)	内容	
			箇所・概要	位置
住宅市街地総合整備事業費	7~8	4,118,031	淞北台団地新1号棟建設工事	松江

令和6年度当初予算案 流域下水道事業会計

1. 予算案

(1) 業務の予定量

年間総処理水量 30,693,215 m³ (1日平均処理水量 84,091 m³)

(2) 予算額

① 収益的収入及び支出

[収 益] 4,780 百万円 [費 用] 4,972 百万円

② 資本的収入及び支出

[収 入] 2,681 百万円 [支 出] 2,884 百万円

2. 主な事業

(1) 流域下水道の運転管理

- ・ 終末処理場等維持管理業務 (包括民間委託) 1,548 百万円
- ・ 機器・管渠等の点検、修繕 283 百万円
- ・ 発生汚泥等の処理 424 百万円

(2) 建設改良費 2,300 百万円

- ・ 東部処理区 マンホール更生工事
- ・ 西部処理区 マンホール更生工事
- ・ 西部浄化センター水処理設備増設実施設計業務

3. 収支見込み

(単位：千円、税込み)

科 目 等		R 5 当初 (A)	R 6 当初 (B)	増 減 (B)-(A)	概 要 等 (単位：百万円)
収益的収支	流域下水道 事業収益				
	営業収益	2,224,176	2,239,815	15,639	維持管理費負担金 うち二次処理費 2,036 資本費 204
	営業外収益	2,533,199	2,540,252	7,053	長期前受金戻入益 2,262 一般会計からの補助金 135 消化ガス売却、土地貸付料 ほか
	収益計(a)	4,757,375	4,780,067	22,692	
	流域下水道 事業費用				
	営業費用	4,754,591	4,838,137	83,546	減価償却費 2,326 終末処理場等維持管理業務、機器・管渠 等の点検、修繕、汚泥等の処理 ほか
	営業外費用	114,341	131,407	17,066	企業債償還利息 68 消費税等 63
	予備費	2,000	2,000	0	
費用計(b)	4,870,932	4,971,544	100,612		
収 支(a-b) (当期損益)	▲ 113,557 (▲ 63,849)	▲ 191,477 (▲ 134,561)	▲ 77,920 (▲ 70,712)	() は税抜き	

(単位：千円、税込み)

科目等		R 5当初 (A)	R 6当初 (B)	増 減 (B)-(A)	概 要 等 (単位：百万円)	
資本的収支	資本的収入	企業債	810,552	967,434	156,882	
		国庫補助金	628,489	481,500	▲ 146,989	
		他会計補助金	383,361	380,386	▲ 2,975	一般会計からの補助金
		建設費負担金	692,260	851,601	159,341	
		収入計(c)	2,514,662	2,680,921	166,259	
	資本的支出	建設改良費	2,111,526	2,300,387	188,861	交付金事業 978 県単事業 1,319 固定資産購入費 4
		企業債償還金	589,651	578,969	▲ 10,682	
		予備費	5,000	5,000	0	
		支出計(d)	2,706,177	2,884,356	178,179	
	補 填(e)		191,515	203,435	11,920	損益勘定留保資金 ほか
	収 支(c-d+e)		0	0	0	

4. 債務負担行為

債務負担行為の設定額 2,217 百万円

(内 訳)

事 項	期間 (年度)	限度額 (千円)	備 考
汚泥処分業務	R6～R8	841,000	東部、西部
第2期企業会計システム構築事業費	R6～R12	36,000	東部、西部
東部処理区幹線管渠点検調査業務委託	R6～R7	60,000	
東部処理区マンホール更生工事	R7	300,000	
東部浄化センター2-2系生物反応槽改築工事	R6～R8	450,000	
東部浄化センター非常用発電機原動機更新工事	R7	150,000	
西部処理区幹線管渠点検調査業務委託	R6～R7	60,000	
西部処理区境橋中継ポンプ場他（水処理・電気設備）改築工事	R6～R8	320,000	

(2) 繰越明許費 4,777 百万円

- ・設計変更などにより年度内に完了しない見込みであることが既に明らかな事業に係る繰越明許費の設定

(3) 流域下水道事業会計

- ・事業実績見込み等に伴う補正

- 1) 収益的収支 ▲22 百万円
- 2) 資本的収支 ▲487 百万円

**令和5年度2月補正予算案
土木部公共事業総括表(一般会計、特別会計、流域下水道事業会計)**

単位:百万円

事業区分	予算区分	補正前の額 A	補正額		補正後 E(A+D)		
			初日(国補正) B	中日(通常) C			
公共(改良系)	補助公共	道路	17,298	3,949	1	3,950	21,248
		河川・ダム	7,877	1	-	1	7,878
		砂防	4,871	-	▲ 6	▲ 6	4,865
		港湾・空港	2,769	270	▲ 19	251	3,020
		街路・公園	2,368	361	-	361	2,729
		下水道	1,086	69	7	76	1,162
		住宅	1,347	-	▲ 259	▲ 259	1,088
		文化財調査	12	-	▲ 9	▲ 9	3
		災害関連	1,525	-	▲ 1,011	▲ 1,011	514
		補助公共計	39,153	4,650	▲ 1,296	3,354	42,507
	うち国土強靱化	11,911	3,211	-	3,211	15,122	
	県単公共	道路	1,422	-	-	-	1,422
		河川・ダム	2,208	-	▲ 168	▲ 168	2,040
		砂防	506	-	▲ 21	▲ 21	485
		港湾・空港	1,390	-	-	-	1,390
		街路・公園	393	25	▲ 39	▲ 14	379
		下水道	1,012	-	▲ 491	▲ 491	521
		住宅	900	-	▲ 63	▲ 63	837
		地域整備促進等	468	-	63	63	531
		災害関連	2,278	-	▲ 239	▲ 239	2,039
県単公共計		10,577	25	▲ 958	▲ 933	9,644	
うち国土強靱化	-	25	-	25	25		
公共計	49,730	4,675	▲ 2,254	2,421	52,151		
維持修繕費	持補助 修繕 維持 修繕	道路	3,811	▲ 4	▲ 4	▲ 8	3,803
		補助維持修繕計	3,811	▲ 4	▲ 4	▲ 8	3,803
		うち国土強靱化	837	▲ 4	-	▲ 4	833
	県単 維持 修繕	道路	6,295	-	324	324	6,619
		河川・ダム	1,723	-	15	15	1,738
		砂防	569	-	10	10	579
		港湾・空港	116	-	-	-	116
		地域整備促進	1,024	-	▲ 84	▲ 84	940
		県単維持修繕計	9,727	-	265	265	9,992
		維持修繕費計	13,538	▲ 4	261	257	13,795
公共+維持修繕費	63,268	4,671	▲ 1,993	2,678	65,946		
直轄負担金	7,153	2,053	▲ 746	1,307	8,460		
うち国土強靱化	-	1,859	-	1,859	1,859		
災害復旧費	5,707	55	▲ 2,338	▲ 2,283	3,424		
受託事業費	584	-	▲ 72	▲ 72	512		
総合計	76,712	6,779	▲ 5,149	1,630	78,342		
うち国土強靱化	12,748	5,091	-	5,091	17,839		

- 注 1) 社会資本整備総合交付金、防災安全交付金は補助公共に計上。
 2) 砂防には、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業を含む。
 3) 港湾・住宅には特別会計計上分を含む。
 4) 下水道には流域下水道事業会計計上分(資本的支出の建設改良費)を含む。
 5) 災害復旧費には、県単災害復旧費を含む。

令和5年度2月補正予算案 土木部課別予算額

(流域下水道事業会計を除く)

1. 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額		補正後 (E = A + D)
		初日(国補正等) (B)	中日(通常) (C)	
土木総務課	2,694,466	-	▲ 42,231	2,652,235
技術管理課	489,507	-	▲ 26,263	463,244
用地対策課	4,037,125	104,306	▲ 2,912,302	1,229,129
道路維持課	15,829,608	431,685	309,484	16,570,777
道路建設課	15,590,809	3,513,294	▲ 2,748	19,101,355
高速道路推進課	5,352,724	831,001	▲ 20,339	6,163,386
河川課	17,006,566	1,117,847	▲ 2,063,114	16,061,299
斐伊川神戸川対策課	1,097,273	-	▲ 70,031	1,027,242
港湾空港課	6,558,923	374,900	▲ 819,937	6,113,886
砂防課 ※	12,949,389	55,185	▲ 1,888,292	11,116,282
都市計画課	3,535,980	385,704	▲ 16,914	3,904,770
下水道推進課	716,936	-	▲ 8,100	708,836
建築住宅課	1,164,206	-	▲ 82,743	1,081,463
一般会計合計	87,023,512	6,813,922	▲ 7,643,530	86,193,904

補正額の財源内訳 ※砂防課予算額：災害復旧費を含む

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	その他の特定財源	一般財源	計
▲ 2,295,703	5,289	▲ 35,663	▲ 1,700,200	▲ 2,801,929	▲ 815,324	▲ 7,643,530

2. 特別会計

課名	補正前の額 (A)	補正額		補正後 (E = A + D)
		初日(国補正等) (B)	中日(通常) (C)	
港湾空港課 (臨港地域整備特別会計)	1,073,479	-	▲ 9,129	1,064,350
建築住宅課 (県営住宅特別会計)	4,726,323	-	▲ 605,819	4,120,504
特別会計合計	5,799,802	-	▲ 614,948	5,184,854

補正額の財源内訳

国庫支出金	使用料・手数料	分担金・負担金	県債	繰入金	その他の特定財源	計
▲ 106,705	▲ 59,554	22,660	▲ 482,800	3,879	7,572	▲ 614,948

繰越明許費の状況

(単位：千円)

事業名	繰越限度額				予算額	繰越額の理由別内訳				繰越率	計	補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更			
	11月補正	2月補正 (初日/国補正)	2月補正 (中日/通常)	2月補正 (中日/通常)		補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延								計画変更 設計変更		
道 路	233	11,226,862	46	3,926,259	20	602,500	299	15,755,621	74.1%	7,518,521	28	1,924,200	3	99,800	3	40,000	146	6,173,100	
河川・ダム	72	7,047,500	1	1,276	4	89,018	77	7,137,794	90.6%	5,015,776	4	149,900	2	128,200	-	-	18	1,843,918	
砂 防	162	4,425,130	-	-	2	147,680	164	4,572,810	94.0%	2,732,100	23	494,200	-	-	-	-	62	1,346,510	
港湾・空港	25	1,614,317	3	269,900	5	421,000	33	2,305,217	76.3%	617,400	-	-	3	408,300	-	-	24	1,279,517	
街路・公園	16	1,862,070	4	360,510	1	18,000	21	2,240,580	82.1%	465,510	-	-	-	-	-	-	15	1,775,070	
下水 道	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
住 宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
文化財調査	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
災害関連	2	480,000	-	-	1	18,454	3	498,454	96.9%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
補助公共	510	26,655,879	54	4,557,945	33	1,296,652	597	32,510,476	80.7%	16,349,307	55	2,568,300	8	636,300	3	40,000	268	12,916,569	
道 路	26	1,077,892	-	-	10	▲ 21,030	36	1,056,862	74.3%	-	5	161,300	1	69,200	2	2,500	28	823,862	
河川・ダム	29	1,603,800	-	-	8	90,018	37	1,693,818	83.1%	-	5	297,500	4	79,400	-	-	28	1,316,918	
砂 防	23	431,340	-	-	3	▲ 17,160	26	414,180	85.4%	-	2	40,560	-	-	-	-	24	373,620	
港湾・空港	17	433,076	-	-	7	140,674	24	573,750	58.0%	-	-	-	4	95,900	-	-	20	477,850	
街路・公園	10	305,584	1	25,194	2	18,200	13	348,978	91.9%	1	25,194	-	1	45,100	-	-	11	278,684	
住 宅	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域整備促進等	-	530,884	-	-	47	225,780	47	225,780	42.5%	-	7	17,918	-	-	8	23,746	32	184,116	
災害関連	24	1,694,672	-	-	23	25,148	47	1,719,820	84.3%	-	11	417,810	-	-	-	-	36	1,302,010	
県単公共	129	7,927,899	1	25,194	100	461,630	230	6,033,188	76.1%	1	25,194	30	935,088	10	289,600	10	26,246	179	4,757,060
道 路	175	2,780,500	18	18,720	-	-	193	2,799,220	26.9%	85	855,770	-	29	386,650	1	39,100	78	1,517,700	
河 川	37	590,810	-	-	53	665,865	90	1,256,675	72.3%	-	1	10,000	10	21,900	-	-	79	1,224,775	
砂 防	41	328,398	-	-	26	207,153	67	535,551	92.4%	-	-	-	-	-	-	-	67	535,551	
港湾・空港	1	116,201	-	-	1	13,100	2	17,100	14.7%	-	-	-	-	-	-	-	2	17,100	
地域整備促進	-	939,661	-	-	48	540,802	48	540,802	57.6%	-	1	4,058	1	2,750	7	41,198	39	492,796	
維持修繕計	254	3,703,708	18	18,720	128	1,426,920	400	5,149,348	37.3%	85	855,770	2	14,058	40	411,300	8	80,298	265	3,787,922
直轄事業負担金	-	8,459,763	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
災害復旧	90	1,680,946	-	-	136	1,370,494	226	3,051,440	89.1%	-	-	8	187,370	3	117,215	9	261,121	206	2,485,734
道 路	3	12,064	-	-	2	20,900	5	32,964	55.0%	-	-	-	-	-	-	-	5	32,964	
河 川	8	352,467	-	-	-	▲ 3,150	8	349,317	96.2%	-	1	7,350	2	52,500	-	-	5	289,467	
砂 防	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
街 路	3	72,151	-	-	-	-	3	72,151	91.1%	-	-	-	-	-	-	-	3	72,151	
受託事業計	14	436,682	-	-	2	17,750	16	454,432	88.7%	-	1	7,350	2	52,500	-	-	13	394,582	
その他	2	50,530	6	104,306	3	44,809	11	199,645	1.7%	6	104,306	-	1	3,000	2	37,809	2	54,530	
合 計	999	38,074,109	79	4,706,165	402	4,618,255	1,480	47,398,529	55.0%	355	17,334,577	96	3,712,166	64	1,509,915	32	445,474	933	24,396,397

【特別会計】

事業名	繰越限度額				予算額	繰越額の理由別内訳				繰越率	計	補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延	計画変更 設計変更		
	11月補正	2月補正 (初日/国補正)	2月補正 (中日/通常)	2月補正 (中日/通常)		補助決定遅延	用地買収遅延 (補償処理困難)	資材入手 困難	関連事業 遅延								計画変更 設計変更	
随港地域整備特別会計	4	223,625	-	-	1	7,000	5	230,625	21.7%	-	-	-	1	20,432	-	-	4	210,193
県営住宅特別会計	-	-	-	-	7	151,447	7	151,447	3.7%	-	-	-	4	77,093	-	-	3	74,354

島根県営住宅長寿命化計画について

人口・世帯数の減少、少子高齢化の進展等の変化を踏まえた適切な公営住宅の供給と入居者に対する適切な居住環境の維持向上を図るため、現計画の見直しを行うもの。

新たな計画期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間。

1 意見募集（パブリックコメント）の実施結果

(1) 実施機関：令和5年12月26日（火）から令和6年1月25日（木）

(2) 意見：なし

2 今後の予定

令和5年度内に計画を決定

(余白)

島根県営住宅長寿命化計画 概要版

I. 公営住宅等長寿命化計画の背景・目的〔P.1～〕

県営住宅は、本県における住宅セーフティネットの中心的役割を担うものとして、令和5年4月1日時点において、88団地、4,935戸を管理しています。

このうち、昭和40年代後半から昭和50年代に供給した住棟の更新時期が到来する状況です。

限られた財源において、計画的な建替整備と適切な改善実施による長寿命化を図るため、現行の島根県営住宅長寿命化計画（策定：平成31年3月）を策定し、県営住宅の維持管理に努めてきました。

今般、人口・世帯数の減少、少子高齢化の進展等の変化を踏まえた適切な公営住宅の供給と居住環境の維持向上を図るため、現計画の見直しを行うものです。

なお、その後の社会情勢等の変化に適切に対応するため、概ね5年が経過した時点で見直しを行います。

計画	現計画	新計画（案）
期間	平成31年度から令和10年度まで	令和6年度から令和15年度まで
対象	89団地・4,999戸	88団地・4,935戸（R5.4.1時点）

II. 現状と課題〔P.4～〕

(1) 老朽化した県営住宅ストックの増加

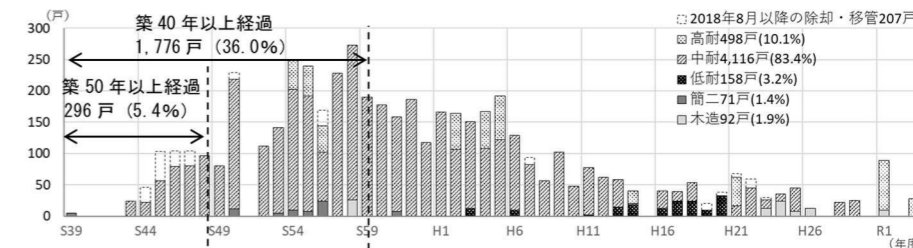
築後40年以上経過したストックが1,776戸と全体の36.0%を占めており、今後30年間に法定耐用年限を迎える住棟は、260棟、1,876戸になります。

(2) 空き住戸の増加

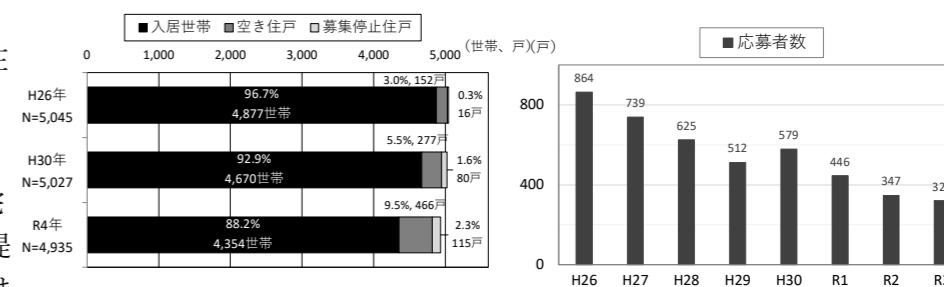
令和4年4月時点の県営住宅の入居率は88.2%と平成26年度の96.7%に対して8.5%減少しています。建設年が古く、住戸の広さや構造、設備等が現在居住水準に劣る団地で空き住戸が生じる傾向です。

(3) 社会情勢への対応

高齢者、障がい者や子育て世帯など、様々な住宅確保要配慮者の暮らしに対応した住宅・住環境の提供が必要となります。また、脱炭素化の推進に向け住棟の省エネ化を図る必要があります。



図II-2-1 建設年度別管理戸数（管理戸数4,935戸）



図II-2-2 入居世帯数・空き住戸の推移

図II-2-5 応募者数の推移

III. 長寿命化に関する基本方針〔P.13～〕

1. 基本方針

(1) 将来の需要や現在の供給量を踏まえた県営住宅の供給量の設定〔P.13〕

要支援世帯数を推計の上、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の状況を踏まえるとともに、一時的・緊急的な対応に必要な戸数を加えた目標管理戸数を設定します。

(2) 市町村との役割分担の明確化と連携の推進〔P.13～〕

市町村営住宅の供給量を踏まえつつ、次の役割を担った施策展開をしていきます。

県の役割	具体的な連携方法
広域的役割	災害時など緊急的な住宅確保への対応、入居者サービスの向上と管理体制の合理化
先導的役割	子育て支援住宅の整備、空き住戸の利活用
補完的役割	市町村営住宅の建替事業の促進、市町村営住宅の質的向上に向けた支援

2. 計画期間内における目標管理戸数

(1) 必要戸数の推計〔P.17～〕

著しい困窮年収水準未達の推計世帯数に、本県の公営住宅入居対象である60歳未満の単身世帯（障がい者、生活保護法の被保護者、DV被害者に限る。）の入居実績等に基づき算出した世帯数及び今後の建替事業等を実施する際に必要となる仮移転用の住戸を必要戸数に加えます。

(2) 県営住宅の目標管理戸数〔P.19〕

推計した必要戸数に対して、現状の県営及び市町村営の管理戸数に余剰住戸が見込まれることから、本計画の県営住宅の目標管理戸数を4,700戸とします。なお、長期的な将来予測では、必要戸数の減少が見込まれるものであり、以降の計画見直しにおいても管理戸数の調整に向けた検討が必要となります。

	現在の管理戸数 (R5.4.1時点)	必要戸数の推計値 (R17年)	本計画の目標管理戸数 (公営住宅の供給量)	【参考】 (R32年必要戸数推計値)
県内の公営住宅	12,935戸	県全体で	県全体で必要戸数を充足	県全体で
うち、県営住宅	4,935戸	約12,200戸	4,700戸	約10,300戸

IV. 県営住宅の整備・管理方針〔P.20～〕

1. 整備・管理の適正な事業手法の選定

(1) 立地環境の特性を踏まえた事業手法の選定〔P.20〕

今後の建替にあたっては、既存団地の利便性や敷地の災害リスクを評価基準にして市町村の供給状況を踏まえ、団地毎に最適な事業手法を選定します。

(2) 中長期的な事業計画〔P.21〕

市町村営住宅の建替を踏まえた県全体の最適化を図るため、中長期的な事業計画を作成します。

事業手法	通常管理	建替	団地内集約	事業主体変更	用途廃止	計
	62団地	13団地	3団地	8団地	2団地	88団地

2. 点検の実施〔P.28〕

県営住宅の長寿命化を確実に図るため、管理代行者を通じた法定点検及び日常的な点検を適切に実施します。

3. 計画修繕の実施〔P.29〕

建物部位毎の修繕周期を目安に、効率的な修繕計画を策定し、工事におけるコスト縮減と合理化を図ります。

4. 改善事業の実施〔P.30〕

従来の改善に併せて、住棟の断熱化や照明器具のLED化など、省エネルギーの推進に向けた改修を適宜実施します。

5. 建替事業等の実施〔P.31～〕

入居者の負担軽減と事業費の平準化を図りながら、円滑に建替事業を実施します。

6. 空き住戸の活用及び余剰地の活用又は処分〔P.34〕

空き住戸や建替により生じた余剰地について、団地及び周辺地域のコミュニティの向上等に向けた活用を推進します。